

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>2 公共業務用無線局</p> <p>(1) ~ (20) (略)</p> <p>(21) 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局</p> <p>200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>ア 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局は、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 の <u>2 第 1 項</u>の規定により設けられる協議会が開設する公共業務用無線局であること。</p> <p>イ 用語の定義</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 可搬型無線局</p> <p>通信の相手方である陸上移動局又は携帯局を通信制御することができる陸上移動局又は携帯局をいう。</p> <p>ウ 無線局の種別</p> <p>基地局、<u>携帯基地局</u>、<u>陸上移動局</u>又は<u>携帯局</u>であること。</p> <p>エ~カ (略)</p>	<p>別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>2 公共業務用無線局</p> <p>(1) ~ (20) (略)</p> <p>(21) 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局</p> <p>200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>ア 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局は、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 <u>第 1 項</u>の規定により設けられる協議会が開設する公共業務用無線局であること。</p> <p>イ 用語の定義</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 可搬型無線局</p> <p>通信の相手方である陸上移動局を通信制御することができる陸上移動局をいう。</p> <p>ウ 無線局の種別</p> <p>基地局又は陸上移動局であること。</p> <p>エ~カ (略)</p>

キ 通信方式

(ア) 基地局、携帯基地局又は可搬型無線局から陸上移動局又は携帯局（可搬型無線局を除く。）への送信は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式であること。

(イ) 陸上移動局又は携帯局（可搬型無線局を除く。）から基地局、携帯基地局又は可搬型無線局への送信は、直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

(ウ) 陸上移動局相互間の通信を行う場合又は携帯局相互間の通信を行う場合にあっては、(ア)に定める方式及び(イ)に定める方式であること。

ク 周波数

周波数については、次の表に掲げるチャンネルに含まれる周波数から、(ア)から(オ)までのとおり指定する。

チャンネル番号	チャンネル
1	172.5MHz から 177.5MHz までの周波数
2	177.5MHz から 182.5MHz までの周波数
3	182.5MHz から 187.5MHz までの周波数
4	187.5MHz から 192.5MHz までの周波数
5	192.5MHz から 197.5MHz までの周波数
6	197.5MHz から 202.5MHz までの周波数

(ア) 共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として

キ 通信方式

基地局又は可搬型無線局から陸上移動局（可搬型無線局を除く。）への送信は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式であること。

陸上移動局（可搬型無線局を除く。）から基地局又は可搬型無線局への送信は、直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

(新設)

ク 周波数

周波数 6 波（175MHz、180MHz、185MHz、190MHz、195MHz 及び 200MHz）から 2 又は 3 波を次のとおり指定する。

(新設)

(ア) 一の免許人所属の無線局については、主運用波 1 波及び共通波 1 波の周波数を指定することとし、当該無線局の開

当該チャンネルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定し、当該無線局の開設の目的を達成するために希望している場合には、第二運用波としてそれらのチャンネルのいずれともチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定することができる。

(イ) 5MHz 以外のチャンネル間隔に係る周波数については、5MHz のチャンネル間隔に係る周波数と併せて指定する場合に限り、指定すること。

(ウ) 一の免許人に対し、二以上の 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許を与える場合にあっては、一の免許人所属の二番目以降の無線局に係る主運用波及び第二運用波は、それぞれ既に免許している無線局に係る主運用波及び第二運用波と同一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から指定する。

(エ) 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付して指定する。

(オ) 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付して指定する。

設の目的を達成するために 3 波目を希望している場合は、第二運用波 1 波を指定することができる。

(新設)

(新設)

(イ) 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付して指定すること。

(ウ) 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付して指定するこ

ケ 空中線電力

(ア) 基地局又は携帯基地局の空中線電力は、次のとおりであること。

A 周波数インターリーブを行う場合にあっては、次の表の左欄に掲げる分割数（周波数インターリーブを行わない場合であってチャンネル間隔が 5MHz のときに使用するサブキャリアの総数を周波数インターリーブの対象となるサブキャリアの総数で除して得た商に相当する数をいう。以下この(21)において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以下であること。

<u>分割数</u>	<u>空中線電力</u>
<u>2</u>	<u>10W</u>
<u>3</u>	<u>6.66W</u>
<u>4</u>	<u>5W</u>
<u>5</u>	<u>4W</u>
<u>6</u>	<u>3.33W</u>
<u>7</u>	<u>2.85W</u>
<u>8</u>	<u>2.5W</u>
<u>9</u>	<u>2.22W</u>

B Aに規定する場合以外の場合にあっては、次の表の左欄に掲げるチャンネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以下であること。

<u>チャンネル間隔</u>	<u>空中線電力</u>
<u>555kHz</u>	<u>2.22W</u>
<u>625kHz</u>	<u>2.5W</u>

と。

ケ 空中線電力

基地局の空中線電力は、20W 以下であること。

(新設)

(新設)

<u>714kHz</u>	<u>2.85W</u>
<u>833kHz</u>	<u>3.33W</u>
<u>1MHz</u>	<u>4W</u>
<u>1.25MHz</u>	<u>5W</u>
<u>1.66MHz</u>	<u>6.66W</u>
<u>2.5MHz</u>	<u>10W</u>
<u>5MHz</u>	<u>20W</u>

(イ) 陸上移動局又は携帯局の空中線電力は、次のとおりであること。

A 周波数インターリーブを行う場合にあっては、次の表の左欄に掲げる分割数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以下であること。

<u>分割数</u>	<u>空中線電力</u>
<u>2</u>	<u>2.5W</u>
<u>3</u>	<u>1.66W</u>
<u>4</u>	<u>1.25W</u>
<u>5</u>	<u>1W</u>
<u>6</u>	<u>833mW</u>
<u>7</u>	<u>714mW</u>
<u>8</u>	<u>625mW</u>
<u>9</u>	<u>555mW</u>

B Aに規定する場合以外の場合にあっては、次の表の左欄に掲げるチャンネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以下であること。

<u>チャンネル間隔</u>	<u>空中線電力</u>
<u>555kHz</u>	<u>555mW</u>
<u>625kHz</u>	<u>625mW</u>
<u>714kHz</u>	<u>714mW</u>

陸上移動局の空中線電力は、5W以下であること。

(新設)

(新設)

<u>833kHz</u>	<u>833mW</u>
<u>1MHz</u>	<u>1W</u>
<u>1.25MHz</u>	<u>1.25W</u>
<u>1.66MHz</u>	<u>1.66W</u>
<u>2.5MHz</u>	<u>2.5W</u>
<u>5MHz</u>	<u>5W</u>

コ 移動範囲

無線局の開設の目的を達成するために必要な区域であること。

広域災害時の使用が適当と認められる場合は、全国又は広域災害時に他の市町村等及び都道府県の応援により適当と認められる範囲を移動範囲とすること。

携帯局の移動範囲については、陸上又は海上に限ること。

サ 他の無線局への干渉回避

クに掲げる表のチャンネル番号 1 及び 2 に含まれる周波数の電波の使用に当たっては、166MHz 以上 170MHz 以下の周波数の電波を陸上で使用する無線局及び無線通信規則付録第 18 号の周波数の電波を使用する無線局へ干渉の影響を与えないよう、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講じられていること。

シ (略)

コ 移動範囲

無線局の開設の目的を達成するために必要な区域であること。

広域災害時の使用が適当と認められる場合は、全国又は広域災害時に他の市町村等及び都道府県の応援により適当と認められる範囲を移動範囲とすること。

サ 他の無線局への干渉回避

175MHz 及び 180MHz の周波数の電波の使用に当たっては、166MHz 以上 170MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局へ干渉の影響を与えないよう、基地局の設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講じられていること。

シ (略)